

# 決議案提出書

市民の最低限の生活を守るためのインフラ整備を求める決議（案）

決議案を、横手市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年9月22日

|     |       |
|-----|-------|
| 提出者 | 菅原 正志 |
| 賛成者 | 佐藤 誠洋 |
|     | 齋藤 光司 |
|     | 加藤 勝義 |
|     | 鈴木 勝雄 |
|     | 小野 正伸 |
|     | 播磨 博一 |
|     | 木村 清貴 |

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

生活インフラの整備については、既存予算の範囲内で執行されているが、市民生活を守り行政の基盤を維持するための最低限の予算、体制の確保が必要である。

## 議会案第6号

### 市民の最低限の生活を守るためのインフラ整備を求める決議

今定例会の産業建設常任委員会審査において、市のインフラ整備についての課題が改めて指摘された。現在、インフラ整備については、生活基盤道路整備事業をはじめとする各事業により進められている。事業実施にあたっては、各地域からの要望に優先順位を付して対応しているとのことだが、前年度からの継続要望も合わせ、未だ対応できていない箇所があまりにも多い。市議会にもインフラ整備を望む声が多数寄せられており、市民の意見や要望は依然として多いが、地域の要望を充足するほどの進捗には至っていない。

かつて優先緊急課題事業として、平成29年度から令和元年度までの期間限定で「生活インフラ整備加速化事業」が実施されている。年2億円で3年間実施されたこの事業はインフラ整備に特化し、市民からの評価が非常に高く、議会としても一定の評価をしたところである。この事業の継続を求める議会からの声に、市は事業終了後も変わらない対応を約束したはずであったが、果たされていない。

地域の均衡ある、かつ連続したインフラ整備は行政サービスの根幹である。市としても、事業を継続して対応していくことの必要性は認めており、地域の要望が膨大に存在し対策が待たれる中であって、事業が継続されないことはインフラの寸断、ひいては市民生活の停滞を招くと言わざるを得ない。

その事業実績並びに課題を検証し、必要があれば速やかに対応できる仕組み作りについて検討していくことは行政の責務である。また、実績を見るに、1年あたり2億円の予算が地域に密着したインフラを維持し生活を守るための必要最低限のラインであることは、令和元年度の産業建設常任委員会の所管事務調査において報告したとおりである。

既存事業内への予算の組み込みではなく、独立した事業立てを行うことは、市民に対するアピール、行政に対する理解の獲得にもつながるものであり、市当局に対し、行政の基盤を維持するための最低限の予算、体制の確保について改めて強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年9月22日

横手市議会